

第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質
使用製品の実績・予定数量等に係る届出要領

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

2022年度版

目 次

I. 第二種特定化学物質を製造輸入される方へ	1 頁
II. 記入に当たっての主な注意事項	2 頁
III. 届出書の記入要領、届出方法	4 頁
(1) 届出の対象者	
(2) 届出期間	
(3) 届出単位	
(4) 届出内容の記入	
(5) 届出方法	
(6) その他（事例）	
(7) お願い	

※第二種特定化学物質の届出様式・記載例については、下記 URL をご参照ください。
第二種特定化学物質の届出

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

I. 第二種特定化学物質を製造輸入される方へ

第二種特定化学物質を一年度（4月～3月）に1kg以上製造輸入する場合、製造輸入する1ヵ月前までに製造輸入予定数量の届出が必要です。

また、第二種特定化学物質を一年度（4月～3月）に1kg以上製造輸入した場合、製造輸入した年度の次年度に製造輸入実績数量の届出が必要です。

第二種特定化学物質使用製品（※）を輸入する場合は、製品全体ではなく含有する第二種特定化学物質の数量が一年度（4月～3月）に1kg以上ある場合、上記のとおり届出が必要です。

届出様式や届出期間等を本要領でご確認いただき、法令違反がないよう適切に届出等を行っていただけますようお願いいたします。

※現在、第二種特定化学物質使用製品として政令で指定されている製品は、「トリブチルスズ化合物を含有する塗料」のみです。（政令第8条）

Ⅱ. 記入に当たっての主な注意事項

本要領は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 法律第 117 号。以下「化審法」という。）」に基づく第二種特定化学物質の製造（輸入）予定数量及び第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量の届出並びに第二種特定化学物質の前年度の製造（輸入）実績数量等の届出を行うためのものです。

なお、監視化学物質（旧：第一種監視化学物質）、一般化学物質及び優先評価化学物質の届出書の作成方法については、「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の記載要領」を参照してください。

注意点 1

届出の様式および用途番号について

- ① 第二種特定化学物質の製造（輸入）及び第二種特定化学物質使用製品の輸入の実績数量届出は、「様式第 13」（監視化学物質と共通の様式）を使用してください。

なお、2020 年 12 月 28 日に押印を不要とする様式の改正を行いました。当省ウェブサイトを確認し最新の様式で届出を行ってください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

- ② 第二種特定化学物質の製造（輸入）及び第二種特定化学物質使用製品の輸入の予定数量届出並びに予定数量の変更届出は、「様式第 14」を使用してください。

なお、2020 年 12 月 28 日に押印を不要とする様式の改正を行いました。当省ウェブサイトを確認し最新の様式で届出を行ってください。

- ③ 用途番号は全区分（一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質）共通となっています。詳細につきましては下記 URL を御参照ください。

【（別冊）用途番号掲載 URL】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/2toku_manual_210218_annex.pdf

注意点 2

届出を行わなかった場合等の罰則について

本届出は、化審法の規定に基づき第二種特定化学物質を一定数量製造し、又は輸入（第二種特定化学物質使用製品を含む）しようとする者及びした者に義務付けられているものです。届出を行わない若しくは虚偽の報告をした場合又は届出した予定数量以上に製造・輸入を行った場合等には罰則が定められています。

【罰則規定】

法律第 58 条第 4 号：1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又はこれを併科（予定数量の届出義務違反及び予定数量の超過）

法律第 60 条第 2 号：30 万円以下の罰金（実績数量の届出義務違反及び虚偽の届出）

法律第 61 条第 2 号：法人重科の場合、予定数量の届出義務違反及び予定数量の超過については 5000 万円以下の罰金、実績数量の届出義務違反及び虚偽の届出については 30 万円以下の罰金

法律第 62 条第 1 号：20 万円以下の過料（予定数量変更の届出義務違反及び虚偽の届出）

Ⅲ. 届出書の記入要領、届出方法

(1) 届出の対象者

本届出を行う者は、第二種特定化学物質を国内で製造し、又は輸入しようとする者及び第二種特定化学物質使用製品を輸入しようとする者です。法人だけでなく個人も届出対象者になります。

具体的には以下のとおりです。

管理区分	届出対象者
第二種特定化学物質	製造又は輸入をしようとする者（予定数量を届出） 予定数量を変更しようとする者（予定変更を届出） 製造し又は輸入した者（製造・輸入実績等を届出）
第二種特定化学物質 使用製品	輸入をしようとする者（予定数量を届出） 輸入予定数量を変更しようとする者（予定変更を届出） 輸入した者（製造・輸入実績等を届出） <u>使用製品の場合には、製品の重量ではなく、当該製品に含有されている第二種特定化学物質の重量を届出します。</u>

また、以下の場合には、右側に記載した者が届出対象者となります。

- ① 第二種特定化学物質等の製造委託契約を結んでいる場合・・・製造した受託者
- ② 製造者間で第二種特定化学物質等の融通が行われた場合・・・製造した者
- ③ 他の者の代行で第二種特定化学物質等を輸入した場合・・・輸入した受託者

(2) 届出期間

予定数量の届出	製造又は輸入を行う日の 1 月前 まで (施行規則第 13 条第 2 項)
予定数量の変更届出	届出した予定数量を超える前（数量減少の時は不要です）
実績数量の届出	書面：4 月 1 日～6 月末日（郵送の場合は、6 月末日必着です） 電子・光ディスク：4 月 1 日～7 月末日（光ディスク郵送の場合は、7 月末日必着です）

(3) 届出単位

届出の単位は キログラム (kg) です。前年度の製造・輸入量の合計が 1.0kg 以上になる物質が届出の対象となります。端数がある場合には、小数点第 1 位を四捨五入した数値で届出を行ってください。（例：170.2kg の場合は 170kg、1.5kg の場合は 2kg となります。）

なお、同一の製造・輸入者が、同一の第二種特定化学物質等を複数の事業所で製造・輸入した場合や、異なる部門で製造・輸入した場合には、化学物質ごとに全社の製造・輸入数量を集計して届出を行ってください。（同一事業者の異なる事業所間を移送された場合等に届出漏れや重複が生じないように注意してください。）

(4) 届出内容の記入

記入例及び記入要領に倣い、物質ごとに様式第 13 又は様式第 14 に必要事項を記入してください。

なお、届出内容について後日照会する場合がありますので、届出書の連絡担当者欄に必ず担当者氏名、所属部署、連絡先（電話番号・メールアドレス）の記載をお願いします。

また、届出を行った内容に変更が生じる場合には、届出書の提出先に連絡してください。

(5) 届出方法

予定数量の届出・・・書面

実績数量の届出・・・電子申請、光ディスク、書面

① 書面により提出する場合

様式第 13「監視化学物質等製造数量等届出書」、又は様式第 14「第 2 種特定化学物質製造（輸入）予定数量届出書又は変更届出書（第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書）」に必要事項を記載の上、p. 6 の提出先まで郵送してください。

② ディスク（CD-R、DVD-R 等）により提出する場合 ※実績数量届出のみ

届出書作成支援ソフトで届出データを作成してください（届出書作成支援ソフトの入手については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出」ページの「1-2. 届出書作成支援ソフト」をご確認ください）。

届出書作成支援ソフトから出力した「様式第 21 光ディスク提出票」1 通及び届出書作成支援ソフトから出力したデータ（xml 形式）を光ディスクに記録したものを、p. 6 の提出先まで郵送してください。

なお、光ディスクで一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出も行う場合は、第二種特定化学物質の届出とは別の光ディスクを使用してください。

③ 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用した電子申請で提出する場合

※実績数量届出のみ

事前に届出者等コード（ID）の取得が必要です。取得方法については「一般化学

物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」をご確認ください。一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出と同じ届出者等コード（ID）と届出者等確認コード（パスワード）を使用できます。

届出書作成支援ソフトで届出データを作成してください（届出書作成支援ソフトの入手については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出」ページの「1-2. 届出書作成支援ソフト」をご確認ください）。

届出書作成支援ソフトから出力した届出データ（xml形式）を電子政府の総合窓口（e-Gov）経由で提出してください。電子政府の総合窓口（e-Gov）の操作方法は「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出」ページの「1-3. 電子届出の事前準備」にあるマニュアルをご確認ください。

※一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

(6) その他（事例）

①届出が「必要」な場合

- (a) 製造又は輸入を行っていた化学物質が、新たに第二種特定化学物質として指定された場合。
- (b) 第二種特定化学物質を全量他の化学物質に変化させることを目的として、ある事業所で製造し、自社の他の事業所に移送する場合。（注）一般化学物質等の届出とは異なります。

*様式第13,14 備考4.

製造数量・出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。

②届出が「不要」な場合

- (a) 第二種特定化学物質等が「食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品医療機器法(旧薬事法)」に規定する化学物質に該当する場合。
- (b) 試験研究のために製造又は輸入した場合。
- (c) 第二種特定化学物質をある事業所で製造し、同一の製造者が同一事業所内でその全量を第二種特定化学物質以外の化学物質に変化させた場合。
- (d) 第二種特定化学物質の製造・輸入量の合計が1kg未満の場合。
- (e) 第二種特定化学物質を国内から購入した場合、又は精製等（化学反応を伴わない）のみを行った場合。
- (f) 不純物である第二種特定化学物質の含有割合が1重量%未満の場合。

(7) お願い

様式第 14 により製造輸入数量の予定を届出されているものの、その実績が 1.0kg 未満であって様式第 13 による届出対象にならない場合、その旨をメールまたは電話でご連絡ください。

予定数量の届出があり、実績数量の届出又は上記のご連絡が 7 月 20 日までになかった場合は、予定数量の届出書に記載されている連絡担当者様宛にご連絡させていただくことがございます。ご協力をお願いします。

◎提出及び問い合わせ先

【提出先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
化学物質安全室 届出担当

【問い合わせ先】

Tel : 03-3501-0605
E-mail : kashinhou-junbi@meti.go.jp